

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月10日
【四半期会計期間】	第43期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社アイネット
【英訳名】	I-NET CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶本 繁昌
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
【電話番号】	045(682)0801
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 担当部長 内田 直克
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
【電話番号】	045(682)0801
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 担当部長 内田 直克
【縦覧に供する場所】	株式会社アイネット 東京事業所 （東京都大田区蒲田五丁目37番1号） 株式会社アイネット 中部支店 （名古屋市中区新栄一丁目5番8号） 株式会社アイネット 大阪支店 （大阪市淀川区西中島六丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 第3四半期連結 累計期間	第43期 第3四半期連結 累計期間	第42期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(千円)	15,708,953	16,528,692	21,587,288
経常利益(千円)	947,555	1,028,590	1,487,578
四半期(当期)純利益(千円)	625,188	618,803	885,043
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	640,983	661,658	1,019,513
純資産額(千円)	8,472,231	10,255,341	8,854,933
総資産額(千円)	22,197,742	24,451,486	22,459,086
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	47.98	44.31	67.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	47.73	-	67.80
自己資本比率(%)	37.3	41.1	38.5

回次	第42期 第3四半期連結 会計期間	第43期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	15.16	10.97

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、持分法適用関連会社でありました株式会社ラネクシーは、同社に対する重要な影響力が及ばなくなったため、第2四半期連結会計期間末をもって持分法適用の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府主導による財政・金融政策を背景に、円安の進行や株価の上昇がありました。その結果、企業の収益や個人消費が改善し、緩やかな回復となりました。

当社グループが属する情報サービス業界では、企業収益の改善に伴って、これまで先送りしてきたシステム開発を中心にIT投資回復の動きが見られました。併せて、企業の一層の経営効率化や事業拡大などを目的としたデータセンターやクラウドサービスの利用が拡大しております。

このような環境下、当社グループは既存顧客との継続的な関係強化や、新規顧客の開拓を図り、IT投資に対する需要を積極的に取り込みました。また、4棟目となるデータセンターを竣工するなど基盤整備を進め、さらにインフラを中心としたクラウドサービスに共通アプリケーションを加えた新クラウドサービス「Dream Cloud®」を開発し、サービス領域を拡大して顧客ニーズに対応しました。

以上の結果、売上高は、情報処理サービス並びにシステム開発サービスの売上が増加したことにより16,528百万円（前年同期比5.2%増）となりました。利益面も、営業利益で1,132百万円（同14.3%増）、経常利益は1,028百万円（同8.6%増）となりました。四半期純利益は、前期に事業譲渡益等の計上があったため、6百万円減の618百万円（同1.0%減）となりました。

当第3四半期連結累計期間におけるサービス別売上高の状況は以下のとおりです。

[情報処理サービス]

データセンターを活用したITマネージドサービスやクラウドサービスが堅調に推移した結果、6,540百万円（前年同期比4.0%増）となりました。

[システム開発サービス]

金融業を中心とするIT投資の回復により、9,540百万円（同8.7%増）となりました。

[システム機器販売]

前期にあったガソリンスタンド向けPOS等の入れ替えや、システム構築に伴う機器販売が一部収束したことにより、447百万円（同30.9%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は24,451百万円となり、前連結会計年度末比1,992百万円の増加となりました。その主な要因はデータセンター建設に伴う有形固定資産の増加等があったことによるものであります。

なお、純資産は自己株式の処分等に伴い110,255百万円となり、自己資本比率は前連結会計年度末から2.6ポイント改善し41.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社においては、データセンターを中核とした一連のアウトソーシング受託業務をワンストップで提供できる業務体制、顧客との信頼関係、並びにそれに依拠した「直接契約比率の向上」及び「ストックビジネスの拡大」という当社独自のビジネスモデル、顧客第一主義・地元密着型の企業文化、及び多様な事業パートナーとの協力関係等こそが、当社の企業価値・株主共同の利益の源泉であります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握したうえで、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

イ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は個々の従業員のノウハウ等を結集したワンストップサービスの提供、顧客との信頼関係や当社の企業文化に基づいた当社独自のビジネスモデルの維持、地元密着型の企業文化の維持、及び適切な事業パートナーとの協力関係の維持により更なる企業価値の確保・向上を目指し取り組んでおります。

近年、個人情報保護法対策、災害対策を始めとするBCP(事業継続計画)、セキュリティ対策などに対してのアウトソーシングニーズは高く、ストックビジネスの拡大の好機と判断しております。

そこで当社はアウトソーシングビジネスの拡大を目指し、平成21年6月に第2データセンター 期棟を竣工しました。また東日本大震災以降、災害対策や経営合理化を目的としたデータセンターへのハウジングやクラウドサービス利用への関心が高まりを見せています。こうした中、当社は企業のIT利用形態が「所有」から「利用」へと変化する中で、第2データセンター 期棟の受注が活況なことから平成25年10月に第2データセンター 期棟を竣工しました。

また、積極的なIR活動の推進により資本市場から正当な評価を得られるよう努力を続けております。

更に、当社は、経営の透明性を高め監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの強化もあわせ実施しております。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月22日開催の定時株主総会決議において、上記の基本方針に従い、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することについてご承認いただきました。

本プランは当社株式に対する大量買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に資するものか、また不適切な買付行為であるかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、大量買付者と交渉を行う等の枠組みであります。当社や当社の株主の皆様の利益を害する買収が行われた場合は、当該買付者等による権利行使は認められない行使条件を付した新株予約権無償割当をその時点の全ての株主に対して行います。

本プランは合理的な範囲で以下のようなステップにて対応いたします。

- (イ) 当社株式の大量買付行為（保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等及び公開買付けにかかる株券等の株券所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け）またはその提案があった場合は、取締役会は、買付者に一定の情報提供を求めるとともに、買付内容に対する意見や代替案の作成等を行います。
- (ロ) 当社経営陣から独立した独立委員会は、買付者の買付内容と取締役会の代替案との比較検討、買付者との協議・交渉、買付内容や取締役会の代替案の株主の皆様に対する提示等を行います。
- (ハ) 本プランの手続きを守らず買付等が進められる場合や、買付等により企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがある場合は、当社は、当該買付者等による権利行使を認められないとの行使条件と当該買付者等以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できるとの取得条項が付された新株予約権を当社以外の全ての株主に対して無償で割り当てます。
- (ニ) 新株予約権無償割当の実施に際しては、当社取締役の恣意的判断を排除するために、独立性の高い社外者からなる独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。また、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することといたします。
- (ホ) 本プランの発動により、新株予約権無償割当がなされ、買付者以外の株主の皆様により新株予約権が行使された場合、また当社による新株予約権の取得と引き換えに、買付者以外の株主の皆様に対して、当社株式が交付された場合は、買付者の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

上記 の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

当社取締役会は、上記 イ及びロの各取組みは、以下の理由から、当社の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

第一に、上記 イの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

第二に、上記 ロの取組みは、(a)企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであること、(b)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、(c)株主意思を重視するものであること、(d)独立性の高い社外者を構成員とする独立委員会の判断を重視し、独立委員会は第三者専門家の意見を取得できるとされていること、(e)合理的な客観的解除要件を設定していること、(f)デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないことなどから、当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでも、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は販売費及び一般管理費に64,678千円計上しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画であった第2データセンターの 期棟建設工事が当第3四半期連結累計期間において完了しました。資産の内容は下記のとおりであります。

所在地

神奈川県横浜市

設備の概要

データセンター並びに付帯設備一式（ 期棟）

投資金額

3,022,000千円

導入年月

平成25年10月

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年2月10日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	14,765,840	14,765,840	東京証券取引所 (市場第一部)	普通株式 単元株式数 100株
計	14,765,840	14,765,840	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31 日	-	14,765,840	-	3,203,992	-	801,000

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,900	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,750,100	147,501	-
単元未満株式	普通株式 5,840	-	-
発行済株式総数	14,765,840	-	-
総株主の議決権	-	147,501	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株（議決権の数6個）含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社アイネット	横浜市西区みなとみらい3丁目3-1	9,900	-	9,900	0.07
計	-	9,900	-	9,900	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,474,925	2,476,750
受取手形及び売掛金	4,297,879	3,635,726
商品及び製品	23,856	21,806
仕掛品	79,893	231,490
原材料及び貯蔵品	22,531	26,953
その他	669,899	762,079
貸倒引当金	2,543	4,722
流動資産合計	7,566,443	7,150,084
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,253,800	9,924,863
土地	3,351,511	3,351,211
その他(純額)	1,279,365	948,261
有形固定資産合計	11,884,676	14,224,335
無形固定資産		
ソフトウェア	1,053,392	1,088,059
その他	52,164	52,089
無形固定資産合計	1,105,556	1,140,149
投資その他の資産		
その他	1,945,618	1,980,484
貸倒引当金	43,207	43,566
投資その他の資産合計	1,902,410	1,936,917
固定資産合計	14,892,643	17,301,402
資産合計	22,459,086	24,451,486

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	684,707	647,609
短期借入金	¹ 1,888,556	¹ 2,213,376
未払法人税等	518,267	98,960
賞与引当金	582,234	211,812
工事損失引当金	35	104
その他	2,679,685	2,018,094
流動負債合計	6,353,486	5,189,957
固定負債		
長期借入金	5,999,842	7,805,215
退職給付引当金	653,433	660,671
資産除去債務	41,755	43,540
その他	555,636	496,760
固定負債合計	7,250,667	9,006,187
負債合計	13,604,153	14,196,145
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,203,992	3,203,992
資本剰余金	3,353,189	3,265,785
利益剰余金	3,121,547	3,427,238
自己株式	1,147,482	5,154
株主資本合計	8,531,247	9,891,861
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	119,323	150,998
その他の包括利益累計額合計	119,323	150,998
少数株主持分	204,362	212,480
純資産合計	8,854,933	10,255,341
負債純資産合計	22,459,086	24,451,486

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	15,708,953	16,528,692
売上原価	11,917,328	12,556,410
売上総利益	3,791,625	3,972,281
販売費及び一般管理費	2,800,690	2,839,643
営業利益	990,934	1,132,638
営業外収益		
受取利息	89	85
受取配当金	6,362	13,199
その他	65,621	21,970
営業外収益合計	72,072	35,255
営業外費用		
支払利息	74,949	83,648
支払手数料	14,875	38,875
持分法による投資損失	10,862	7,419
その他	14,764	9,360
営業外費用合計	115,451	139,303
経常利益	947,555	1,028,590
特別利益		
投資有価証券売却益	-	33,471
事業譲渡益	308,267	-
特別利益合計	308,267	33,471
特別損失		
減損損失	174,240	1,195
固定資産除却損	834	704
固定資産売却損	656	176
投資有価証券評価損	5,385	-
ゴルフ会員権評価損	350	-
特別損失合計	181,466	2,076
税金等調整前四半期純利益	1,074,356	1,059,985
法人税等	441,367	431,071
少数株主損益調整前四半期純利益	632,989	628,914
少数株主利益	7,800	10,110
四半期純利益	625,188	618,803

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	632,989	628,914
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,994	32,744
その他の包括利益合計	7,994	32,744
四半期包括利益	640,983	661,658
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	633,498	650,479
少数株主に係る四半期包括利益	7,485	11,179

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

持分法適用の範囲の重要な変更

当社の持分法適用関連会社でありました株式会社ラネクシーは、同社に対する重要な影響力が及ばなくなったため、第2四半期連結会計期間末をもって持分法適用の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 貸出コミットメント契約の締結

当社は、有利子負債の圧縮を進めるとともに、業容拡大に向け機動的かつ安定的な資金調達を可能にする手段として取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
貸出コミットメントの総額	3,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	400,000	500,000
差引額	2,600,000	2,500,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	826,662千円	945,060千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	130,309	10.0	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	162,886	12.5	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,886	12.5	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	184,449	12.5	平成25年9月30日	平成25年12月5日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成25年8月21日を払込期日とする公募による自己株式の処分(一般募集)を行ったことに伴い自己株式処分差益が136,690千円発生したことにより、第2四半期連結累計期間において同額資本剰余金が増加するとともに、自己株式が780,634千円減少しております。

また、平成25年9月11日を払込期日とする第三者割当による自己株式の処分(オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連する第三者割当)を行ったことに伴い自己株式処分差益が20,503千円発生したことにより、第2四半期連結累計期間において同額資本剰余金が増加するとともに、自己株式が117,095千円減少しております。

さらに、平成25年8月6日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年9月12日付で自己株式の消却を行い、資本剰余金と自己株式がそれぞれ244,598千円減少しております。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末において資本剰余金が3,265,785千円及び自己株式が5,154千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

当社グループは、情報システムの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを提供しており、単一事業として管理しております。そのため、セグメント情報については記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	47円98銭	44円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	625,188	618,803
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	625,188	618,803
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,030	13,965
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	47円73銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	3,274	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....184,449千円

(ロ) 1株当たりの金額.....12円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月5日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月5日

株式会社アイネット

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 中嶋康博
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤正英
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネットの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイネット及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。